

優遇措置のメリット

- ① 登録免許税が軽減
株式会社設立の際、登録に掛かる登録免許税が軽減されます。
(資本金の0.7% ⇒ 0.35%)
- ② 新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ
株)日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率が引き下げられます。
- ③ 創業関連保証の早期利用開始
創業6ヶ月前から利用出来ます。
(創業関連保証の特例が、通常の2ヶ月前からのところ、6ヶ月前から利用出来ます。)
- ④ 新創業融資制度の要件緩和
株)日本政策金融公庫「新創業融資制度」において、自己資金要件を満たしたものとみなされます。

申込先

羽曳野市商工会

住所 〒583-0854 大阪府羽曳野市軽里1-1-1
電話 072(958)2331
FAX 072(956)1950

地図



お申込書

(ふりがな)				年 齢	歳
氏 名				現在の職業	
住 所					
電 話	()	F A X	()		
携帯電話	()	(ふりがな) 貴社名(屋号)			
E-m a i l	@				
業 種 (創業予定)					
アンケート	・全日程ご参加できますか?		<input type="checkbox"/> 参加できる		<input type="checkbox"/> 参加できない
	・創業・創業予定時期はいつですか?		平成 年 月 創業・創業予定・未定		
	・どのような内容で事業を営んでいますか(予定ですか)? (
	・本セミナーの参加動機は何ですか?				
・本セミナーをどうしてお知りになりましたか?		<input type="checkbox"/> 行政ホームページ <input type="checkbox"/> 商工会ホームページ <input type="checkbox"/> 行政広報紙 <input type="checkbox"/> 関係機関 () <input type="checkbox"/> 知人・友人から <input type="checkbox"/> その他 ()			

※ ご記入いただきました個人情報につきましては、当該事業(受講時の本人確認・受講者名簿の作成)・セミナーに関する連絡・アンケート実施・創業に関する情報提供にご利用させていただきます。